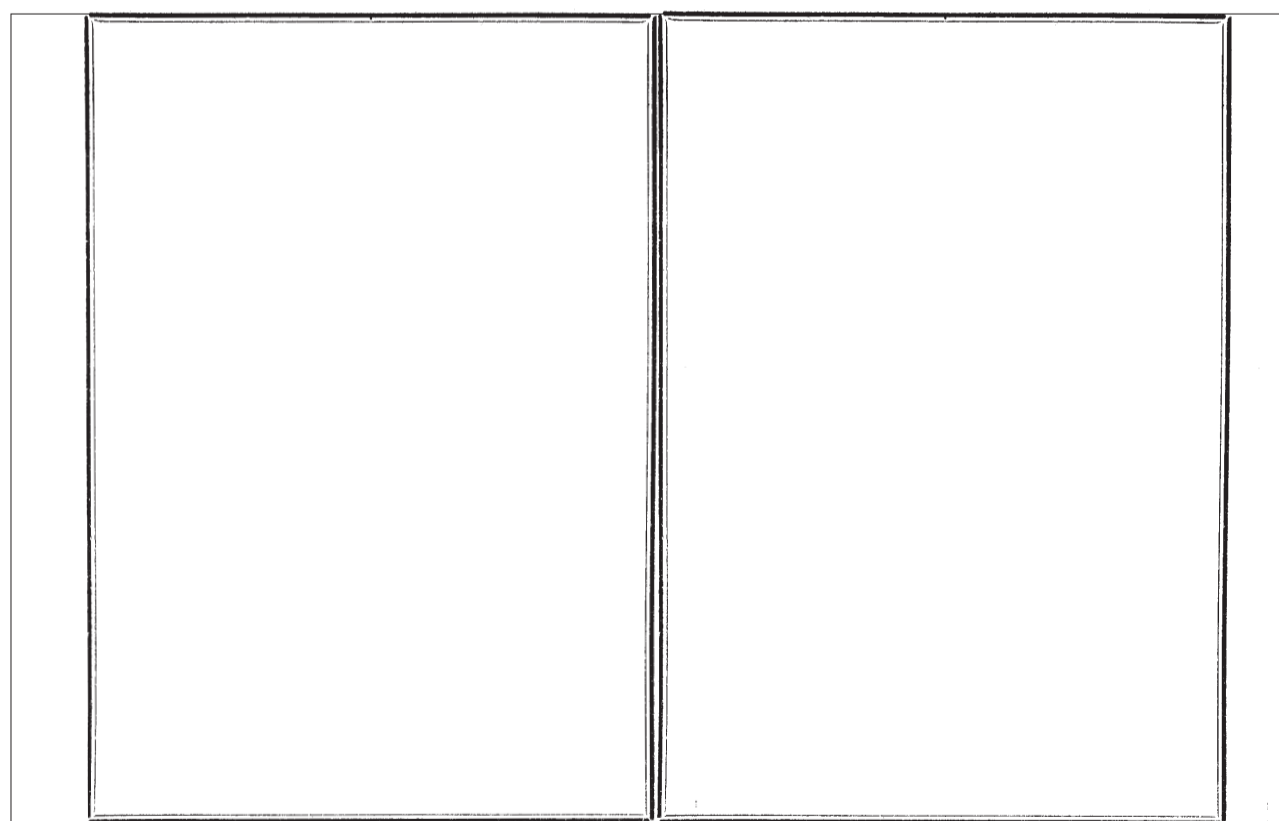
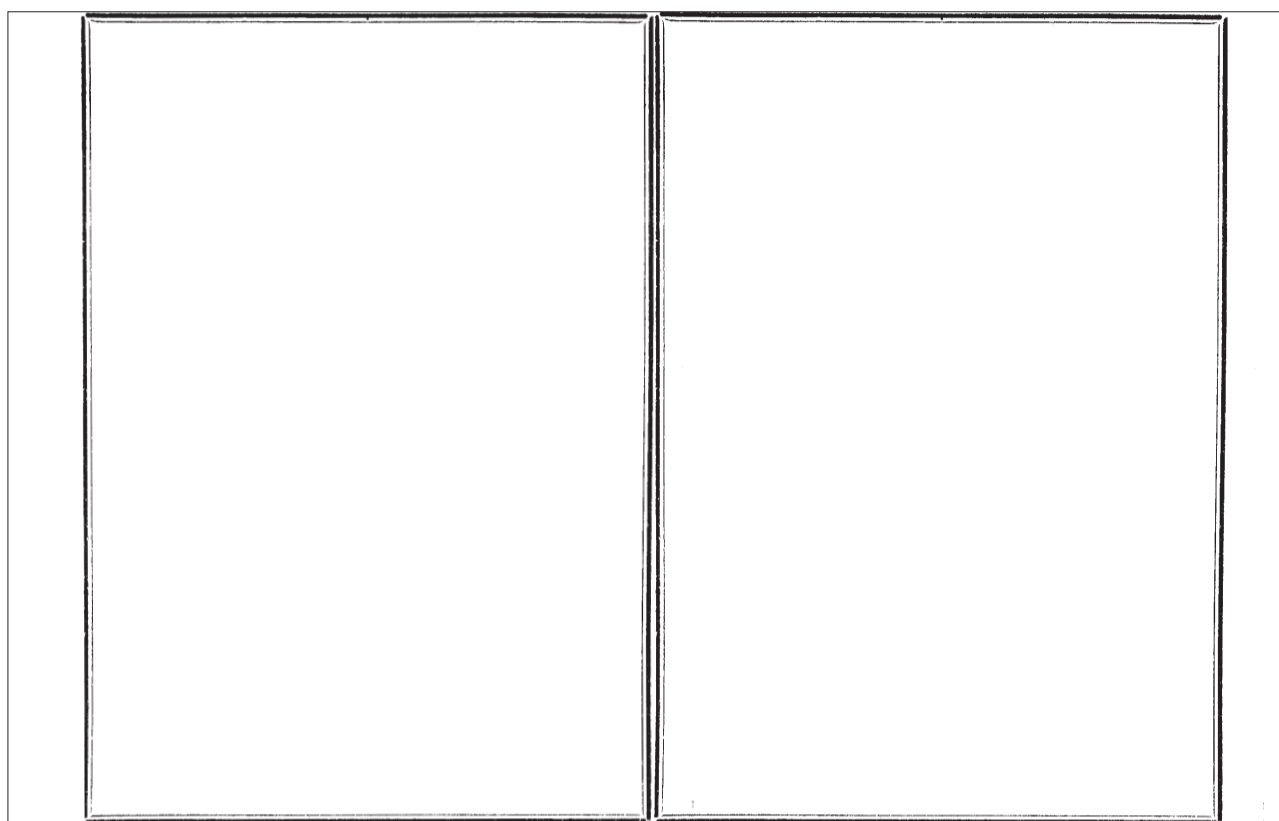


議事速記錄第三十二號

大正十五年第十六次居留民會
臨時會議事速記錄

天津居留民團



大正十五年第十六次居留民會臨時會議事速記録

大正十五年十二月十五日於公會堂

議事日程

- 第一、工巡費徵收條例案
- 第二、取得課金條例中改正ノ件
- 第三、營業課金條例中改正ノ件
- 第四、諸車雜料條例中改正ノ件
- 第五、大正十五年居留民團歲入追加豫算案
- 第六、決議案

出席議員		四十七名	
黒澤兼次郎	眞藤 乘生	天田 朝義	星野順次郎
檜垣 恭興	白井 忠三	矢澤千太郎	好富 道明
牧 尚一	有留 重利	上野 壽	太田 岩吉
田村 俊次	金山喜八郎	山川 眞	永安 平吉
赤山今朝治	相原 俊夫	石川 通	平井 久一
田中錫太郎	小倉 知正	古田治四郎	井野口貞太郎
杉浦 恭介	利根川 久	貝原 收蔵	山上 逸
			千葉 初蔵

(2)

(1)

川本 吾一	佐々木敏丸	岡本 久雄	大崎 犬生	大澤大之助
池田三男也	遠藤 盛彌	佐藤 玖作	上田二三雄	池田 靱負
武田 守信	小宮山 繁			
會長 白井 忠三	出席行政委員		八 名	
利根川 久	砂田 寛	田村 俊次	上野 壽	牧 尚一
大澤大之助	川本 吾一			

四時二十五分振鈴開議
 ◎議長(黒澤兼次郎君) (拍手起る)
 只今までの出席議員数は四十三名であります、定数に達して居りますから之より開會致します恒例によりまして、監督官より招集の辭がありますから、暫時の間御静聽願ひます
 ◎總領事(有田八郎君) (拍手起る)
 今回行政委員會から、工巡費徵收條例其他に付て、民會の協賛を得たいと云ふことで、招集の申請がありましたので、爰に皆様のお参集を願つた次第であります、各項に就て、充分慎重に御審議あらむことを希望致します (拍手起る)
 ◎議長(黒澤兼次郎君) 會議に入る前に御報告致します、前回の臨時民會で、満場一致を以て決議致しました、天機奉伺の件に關しては、翌日早速軍隊より無線電信を以て其旨を申達致しました、一寸御報告致して置きます、それから議事規則によつて、當臨時民會の議事録署名者

を、好富君、山川君のお二人にお願ひ致します

◎議長(黒澤兼次郎君) 之より會議を開きます、本議案は已に皆様の御手許に配布してありまして、充分に御研究のこと、思ひますから、朗讀を省きまして、第三案までを一括して議題に供したいと思ひますが、如何ですか (異議無しの聲起る)

◎議長(黒澤兼次郎君) 御異議無い様でありますから、三案を一括して議題に供します、それから、此の第二第三案の後へ附則を入れることを忘れて、抜けて居ますから

本條例中改正ニ係ル部分ハ大正十六年四月一日より施行ス

と云ふ附則を入れます

- 日程第一 工巡費徵收條例案
- 日程第二 取得課金條例中改正ノ件
- 日程第三 營業課金條例中改正ノ件

◎行政委員會長(白井忠三君) (登壇)

只今附議されました三案に就て御説明申上ります、本年三月の通常會で、民團多年の懸案でありました、各種課金條例の改正案が附議されましたが、當時僅か一言申上たと存じますが、尙整理すべき一部の懸案が残つて居つたのであります、今回提案しました三案は、即ち其の一部でありまして、第一の工巡費徵收條例案、之に附帯する取得並に營業課金條例の改正案でありまして、此の工巡費徵收條例案は、先ず其の名稱から申上りますと、工巡の二字は之を日本式に考へ

(4)

(3)

ますと、甚だ其の意味が明瞭ではありませんが、支那側には、工巡と云ふ名稱に於て、一般都市の、税金として徵收されて居る費目であり、其の名稱を藉りまして、工巡費と云ふ名稱を採つてあるものであります、此の工巡費を課する目的は、御承知の如く租界の中には一定の營業も無く、所謂財産を擁し、相當の餘財を持つて居る人士が少くないのであります、それは固より、居住民の一員として租界の公共物を同様に使つて居ります、土地、家屋の所有者が、其の所有財産に對して夫々の課金を課せられ、或は營業者、取得者が、營業課金又は取得課金を課せられるに當つて、此の一部の人々は、從來の課金制度に於ては課すべき費目が無い、強ひて之に、從來の課金の中から似寄りのものを求めれば、取得課金であります、取得の字が明に示す如く、相當の取得を持つて居れば、心よく納め惜いのは當然であります、從つて租界内に居住し、安全に又立派な生活を営むて居る人が、何等の民團の公課金を納めて居らぬと云ふ、所謂自治體課税の不均衡が生じて居つたのであります、之をどうかして除きたい、何れも租界内に居住して居れば、可成均衡と云ふことを計らなければならぬ、と云ふこととありましたが、其間種々の事情もあつて、今日まで此の制定を見ませんでした、今回此の條例案の制定が出来れば、此の點に於ての均衡が取れて行く、と云ふ結果になるのであります、更に他面は、從來民團の課金制度は、無論極めて幼稚な組織から順次に發達して居りますが、所謂課税の理想としては、色々の點に於て欠陥を免れません、一體税金と云ふものは、納税者が充分其の性質を理解して、喜んで其の負擔に甘んずると云ふ性質のものでなければなりません、我租界各種課金の中、土地家屋の課金と云ふものは、一定の査定地價、若く

(5)

は家屋の賃借額と云ふものに對して、何分の幾つかを納めなければならぬ、と云ふ賦課標準が定まつて居ります、然るに營業課金取得課金と云ふものは、略々其の標準を條文の上に示して居りますが、事實に於ては、其の賦課率の決定に當つて認める賦課方法は、甚だ擧り處の薄弱なものであります、之れを以て、此の兩種の課金が一種の見立割である、と云ふ風な非難のある點で、吾々同胞の間には相當の理解もありませんが、一度外國人の間に在つては、隨分此間に無理も生じ、又納税の不満もあるものであります、此の缺點を除くことは、民團税制改正上必要なポイントであります、今同の工巡費徴收條例に於ては、此點を除く爲に、課税の標準は其の住つて居る處の家屋、若しくは營業上使用家屋と云ふ如く、總て家屋の大きさを標準にする、言葉を換れば其の家屋の賃借額を標準とする、と云ふことに立案されて居るのであります、只此の税目の制定に際しては、色々の事情から、初から一定の標準を定めることの出來ないことは、頗る遺憾であります、家屋課金の如く、賃借額の百分の三と云ふやうな、一定率を定めることの出來んのは遺憾とする處であります、之は暫時の間の便法として、已むを得ないので、順次整理が行はれたならば、一定の率を定めなければならぬと云ふ主旨であります、之が一定され、ば、將來日本租界に居住したい者とか、或は營業したいと云ふ人は、自分の借りる家の大きさに依つて、課せられる税金は決つて來る、と云ふ目安が瞭りとするのであります、從來往々聽く處であります、日本租界で何か仕事を始めたいが、どんな風な税金を、どの位取られるかと云ふ點に、疑を持つて居ると云ふこととあります、今後は工巡費で、仕事を始める者は、營業家屋の賃借額の幾ら見當を納めれば良い、と云ふことが明かに

(6)

決まらるのであります、之は税制整理上に於ける一進歩であります、此の二點が工巡費徴收條例によつて達せられる譯であります、延いて工巡費徴收條例其のものは、元來取得又は營業課金を負担せざるものに課するが原則でありますけれども、他の課金の負担者でも若し假りに營業課金の負担者が、自分は營業課金よりも、擧り處の瞭りした工巡費が良いと云ふならば、工巡費を課すると云ふことが、之亦便法であらうと考へましたので、第二第三の兩案に一部の改正を加へ、それによりて二點の目的を達したいと云ふ趣旨の下に、提案した次第であります、尙巨細の點は御質問によつてそれ、御答へ致しますが、以上御瞭解下さつて慎重御審議あらむことを希望致します (拍手起る)

◎議長(澤兼次郎君) 御質問ありませんか、

◎好富道明君 御質問致します、第九條に「取得課金條例營業課金條例ニ基キ課金ヲ負擔スヘキ者ニシテ便宜本條例ニ依リ工巡費ヲ納ムヘキ申告ヲ爲シ取得課金營業課金ノ負担ヲ免ルルコトヲ得」とあります、此の條例に就ては會長から御説明がありました、若し營業者が、假に家を長く契約して、月に二百元の家賃を出して居る場合は、最高率として二百八十八弗納めなければなりません、月二百弗の家賃を拂つて居る人は、營業課金を年に四百弗か五百弗拂つて居ると思ひます、そう云ふ場合には如何に御處置になりますか

◎行政委員長(白井忠三君) 御尤な質問であります、條例が制定され負擔者が希望する以上、工巡費に移す積りであり、そう云ふことのある爲に、第二條に「工巡費ハ負擔義務者ノ住家又ハ使用家屋ノ賃借額ヲ標準トシテ營業ヲ營マサル者ニ在リテハ賃借年額ノ百分ノ一

(7)

以上百分ノ五以下營業ヲ營ム者ニ在リテハ賃借年額ノ百分ノ三以上百分ノ十二以下徴收ス」と云ふ風に可成幅を取つたのは、從來の民團の収入が激減すると云ふことを恐れて幅を取つたのであります、尙之でも足らんと云ふことは、多少あると思ひます、然し現在民團に對して何等の税も納めて居ない者は、四五百人位ありますから、相殺しても、民團の収入は相當増加する豫算になつて居ります

◎好富道明君 それから第一條に、年取得高銀壹千弗未滿の者よりは徴收しないとありますが、堂々たる邸宅を構へ乍ら、私は取得が無いと言ふ者があつたら如何になりますか

◎行政委員長(白井忠三君) 之は主として、取得課金條例の方に免稅點が設けてありますが取得が無いからと云ふても、大きな家に住んで居ればそれに頼つて工巡費を課せられるのであります

◎好富道明君 然し其の場合理屈を言へば、一千弗にならんとすれば全く困ると思ひますから之を除けては如何かと思ひます

◎行政委員長(白井忠三君) 稍々意見の相違かも知れませんが、原則から之を申上りますれば「天津日本租界居留民団」地域内ニ居住シ又ハ三ヶ月以上滞在シテ一戸ヲ構ヘ若クハ獨立ノ生計ヲ營ム者ニシテ取得課金又ハ營業課金ヲ負擔セサル者並ニ本條例第九條ノ規定ニ依リ申告ヲ爲シタル者ハ工巡費ヲ納ムル義務ヲ負フ」と云ふこととて、工巡費を納める義務を負ふと云ふ意味を現し、但書に入つて「但雜種課金ヲ負擔スル者及營業ヲ營マサル者ニシテ住家ノ賃借月額銀拾弗未滿ノ者並ニ年取得高銀壹千弗未滿ノ者ニ對シテハ本條例ヲ適用セス」とあるのでありますから、唯今の疑義は説得することが出來ると思ひます

(8)

◎永安平吉君 唯今好富議員も申された様に、之は、私は取得、營業課金に比して、安過ぎはしないかと云ふ懸念を持つて居ります、率をもつと高くして、そして伸縮出來るものにしては如何かと思ひます

◎行政委員長(白井忠三君) 之は課金調査委員會にも諮りましたが、先刻も申上ります通り、原則としては一定不動のものが理想であります、當分の間、民團の収入に可成大きな影響を與へると云ふので幅を設けたのであります、幅を除き設けることは理想に叶はないので、此程度に決定した次第であります

◎議長(澤兼次郎君) 他に御質問はありませんか

◎石川 通君 私は此案の出來ました時に、法規調査委員でありましたが、缺席しましたので一寸文字の處でお伺ひ致します、此處に住家の賃借とありますが、之は借りた方の標準にした方が良くはないかと思ひますが、賃借としては如何ですか

◎行政委員長(白井忠三君) 石川議員の御質問にお答へ致します、何方でも良いと思ひますが、從來の營業課金條例等も、貸す方を主として決めて居りますから、字句に於ては何方でも良いですが、從來の條文にある方が良いと思ひます

◎佐々木敏丸君 之まで我民團で徴收して居る税目は、營業とか、取得とか云ふ文字を使つて居りましたが、今度に限つて支那文を使つたことはゴロが悪いと思ひます、戸別とか何とか外に良い名稱は出來ませんか

行政委員長(白井忠三君) 御説の如くであります、之は事實上に於ては、支那人の方の納税者が大部分を占めるだらうと思ふのであります、其意味に於て、なるべく納税者に意味の解り易い方がよいので、色々考へましたが、實はお説の様な原案もありました、然し戸別を其の儘支那人に適用すると、不満を感ぜしめるやうになり、又取にくいので、主として支那人の間に解り易いやうにした譯であります

◎議長(黒澤兼次郎君) 外に御質問はありませんか

◎井野口貞太郎君 課税の標準は、實際の賃賃価格ですか、又は見立割ですか

◎行政委員長(白井忠三君) 事實賃賃借されて居るものは其の價格、自分で建てて自分が住んで居るものは、民間で課金調査委員会が査定することになつて居ります

◎石川 通君 先程も御質問致しました字句の點てありますが、第三條に賃賃とありますのは借りて居る人の立場にした方が、良からうと思ひます

◎行政委員長(白井忠三君) 先刻も申上りましたやうに、此の儘で差支へなからうと思ひます

◎郡 茂行君 石川議員のお質問は尤であります、之は大抵地主、地主がやつて居つて、其の借主が申請しないでも、貸した方から不動産税を取つて居りますから、それによつて此の意味が判然するだらうと思ひます

◎議長(黒澤兼次郎君) 御質問も盡きたやうですから、討論に移ります

◎武田守信君 第一條に「三ヶ月以上滞在シテ一戸ヲ構ヘ」云々とありますが、此の調査は平たく申しますと、租界局文でお通りになるのですか、或は警察とも聯絡をお取りになる積りて

◎議長(黒澤兼次郎君) 御質問も盡きたやうですから、討論に移ります

◎理事(中島徳次君) お答へ致します、之は租界局限りで調査致しますが、此の條例が出来ますに就て、從來の調査が不充分であつた事を、痛切に感じましたので、今後は徹底した調査をする積りてあります

◎議長(黒澤兼次郎君) 御意見は御座りませんか

◎武田守信君 只今の御回答で民間でやることは判りましたが、民間で調査なさつて、無論十二分とまで行きませんが、其の邊の御確信がありますか

◎理事(中島徳次君) 充分の確信を持つて居ります、無論局で調べますけれども、色々の方法は探る積りてあります、或は警察の方にお願ひすることもありますが、全然お任せ、すに總べて租界局の方で調査する方針であります

◎議長(黒澤兼次郎君) 大體御意見も盡きたやうでありますから、本案は議會省略可決確定に致したいと思ひますが、御異議ありませんか (異議無しの聲起る)

◎議長(黒澤兼次郎君) それでは本案は議會省略可決確定と致します (拍手起る)

◎議長(黒澤兼次郎君) 次は日程第四、第五であります、此の兩案は何れも關聯して居りますから、一括したいと思ひますが御差支御座りませんか (異議無しの聲起る)

◎議長(黒澤兼次郎君) それでは一括致します

日程第四 諸事整理料條例中改正ノ件

日程第五 大正十五年度居留民團歳入出追加豫算案

(10)

(9)

◎理事(中島徳次君) (登壇)

説明致します、本案は實は極く最近に突發して提案した譯であります、本月の十一日に、英國警察の方から、自轉車税を課したいが手数料は年額五元と云ふ程度で實行するが、お前の方は之に協賛しないかと云ふ通知が参りました、それで英租界で課税をするならば、日本租界の自轉車は、英租界に行けば税金を取らなければならぬ、と云ふことになるので、佛蘭西租界の方にも照會しました、佛蘭西租界も、英國租界がやる以上は自分の方もやりたい、然しただ英國租界の方から公式の通知が無いから、英國の工部局が急決行することが決まれば遣ると云ふので、數日前から折衝しました結果、英國租界も一昨々晩の行政委員会では認し、來年一月から施行するやうになりました、そう云ふ意味で當租界局の創意であります、實際上の便宜から考へまして、取らんと不便でありますので、租界局として急には其の必要を認めませんが事實に於て、取らぬ事は損であり、又實際の便宜上、各租界との關係もありませんから、急に本案を提出致しました、伊太利租界は最初暫く違つたことがあるようですが、僅か登録があつたのみで、現在止めて居つて、今の處明確では無いのであります、尙之は自動車の如く共通した割合でやるので無く、日本租界でやるものは、日本租界の收入になる譯であります、佛蘭西側は、一ヶ月五十仙宛は面倒だから、年二回位に徴税したいと云ふ話がありましたが、日本租界は矢張り英國租界並に、月五十仙宛と云ふことに致しました、次の追加豫算案は、歳入の部で備考に書いてあります通り、差當りどの位の程度の自轉車があるか解りませんが、假りに豫算として甲號を三十台、乙號を二百台見積りました、それから歳出で、臨時

部の百五十元と云ふのは、登録しました番號を、自轉車に付けます、番號票の製作代であります、日本租界は、手数料を取りますと、隣の支那租界の分も幾分ありますので、日本租界の分から見ますと豫算以上になると思ひますが、英國租界の方では、交通整理の意味から課税するのだからと云ふ譯で、各國租界の共通上、賛同するがよいと云ふ意味で、本案を提出致しました

◎永安平吉君 今の税金は共通のものでありますか

◎理事(中島徳次君) 共通ではありません、然し一ヶ所所て難札を受ければ何處へでも行けます

◎永安平吉君 交通整理を認めて提出したもの、様ですか、此の自轉車税は、自動車税に比べて余りに高いと思ひます、自動車の年八冊に對し、僅かな自轉車の五冊は比較がとれぬ、之は英租界の様に、自動車一台に就て二十冊なれば未だ良いですが、日本租界は僅か八冊であります、それに対して自轉車の五冊は非常に高い様に思ひます

◎理事(中島徳次君) 自動車の方は共通であります、英國租界の二十三割と云ふのは、割合でありますので、自轉車の方は五割であります、それで英租界が取る以上、日本租界の自轉車が、英租界に入る時には五冊取られると云ふ不便がありますので、茲に提案した譯であります

◎永安平吉君 私はどうもそれは均衡かとれぬ様に思ひます

◎森川照太郎君 永安君に、代つて御答へする譯ではありませんが、自動車税を決める時分に、私の承知して居る處では、英租界佛蘭西は、道路の長さに依つて率を定め、と云ふたことを

(12)

(11)

(13)

記憶して居ります、日本租界は道路の延長は矢張り長いかも知れぬが、走らせ得る道路は其の内幾分か無いと云ふ譯で、率は少くても良いと云ふことを考へますと、日本租界の體を遺憾なく暴露したもので、如斯く、道路が不完全な爲に差別的待遇を受けると云ふことに對しては答へる言葉が無いと思ひます、如斯き惡道路を有する日本租界は、何等か顧る處が無ければならぬ、併して吾々は民間には民會と云ふ機關があるから、それから道路のことは決めたらよいとは思ひます、責任ある技師から眺めれば是れが有りますが、此の場合に、道路改良の必要があると思ひますから、永安君の質問に對して一言申上て置きます

◎永安平吉君 前は前に大車の税金を上げられる場合に、税金を澤山取つて道路を良くすると云はれた様に覺へて居りますが、そう云う分配では道路はよくなる筈か無いと思ひます、斯んなものは可成り多く取つて、そして道路を良くすることに致したいと思ひます

◎森川照太郎君 自動車の税金で道路をよくすれば……

◎行政委員會長(白井忠三君) 永安議員にお答へ致しますが、八那で日本租界を走る自動車は御座いません、自動車の税金は年八十弗として議論して戴きませんと困ります、それから此の割前に就ては、交渉して居りますが、異議があつて今以て協定が出来ませんが、日本租界の収入が、自動車八那であつても自轉車五那はそれに比して高いとお仰やるのは、御議論が違ふと思ひます

◎永安平吉君 私は分配率を少し多くして貰ひたいと思ひます

◎行政委員會長(白井忠三君) 承知しました

(14)

◎井野口貞太郎君 徴收方法は、年五那を二回に分けて御徴收になる様に伺ひましたが、之は各國共通の徴收方法をおとりですか

◎理事(中島徳次君) 日本租界は矢張り月五十仙、年五那宛徴收致します、佛蘭西の方は年二回の徴收を希望して居るのであります、それから之は各國共通で無く、登錄した租界の収入になる譯であります

◎井野口貞太郎君 此の徴收方法は、各國租界共通にして戴きたいと思ひます、之は希望ですが、登錄した租界が所得を得ると云ふことになれば、例へば自用人力車の様に、佛蘭西租界は三ヶ月か四ヶ月に分けて取つて居るので、非常に便利だから、多く佛蘭西租界で鑑札を受けると云ふことになると思ひます

◎理事(中島徳次君) 日本租界の車も矢張り年三回に徴收して居ります

◎議長(中澤兼次郎君) 他に御質問ありませんか

◎武田守信君 自轉車には小供用のも這入つて居りますか (議案中に記載しある旨注意を要)

◎議長(中澤兼次郎君) 御質問も盡きた様であります、之も議會省略可決確定に致したいと思ひます (異議無し)の聲起る

◎議長(中澤兼次郎君) それでは本案は議會省略可決確定と致します (拍手起る)

◎議長(中澤兼次郎君) 次は日程第六決議案を議題に供します

日程第六 決議案

◎理事(中島徳次君) 御説明致します、本案は先月十二日の、第十四次臨時民會で御協賛を経ました、一百萬弗の起債案に關して居る決議案であります、臨時民會の決議は、詳々しく此處

(15)

に繰返へす必要はありませんが、新たに御選出の議員も居られますから、一應決議の起債の件に付き、簡單に申上ります、御承知の通りあの起債の件は、一百萬弗の團債を起し、埠頭附屬地の買収及未完成道路の開修並に諸宿舍の建築をする、と云ふことで決定を願つた次第であります、即ち埠頭附屬地を買収すると云ふ意味は、御承知の通り福島街以南の埠頭用地は、全部買収を完了致しました、以北の分も僅か買収しましたが、然し大體の形勢から考へまして福島街以北は、支那人の極く小さな家屋が集合して居つて、あれを只四尺買収したのみでは埠頭の目的を完成するに甚だ困難である、福島街以南の土地は、色々貿易關係の方々の所有で倉庫其他の建設には可能性を持つて居りますが、以北の方は四十尺丈では、目的を達し難いと云ふ理由から、開口大街を限りとして、四十尺より後部の土地を買収したいと云ふ意味で、百萬弗團債の決定を願つた譯であります、本案は此の埠頭附屬地の買収に、一時埠頭築造費を流用させる案で、之は只今の處では、團債が實行せられませんが、愈々金を借りた上て無ければ、買収出来ないのは當然であります、然るに兼ねて困難と思つて居りました支那人側から、なるべく早く買つて居りませんか、と云ふ希望も出て居りましたのみならず時恰も歳末にも近づき、金の必要も迫つて居りますので、之を一舉に買収したならば、容易に交渉が進み、又安く買へると云ふことも考へられました、之は公の經濟で豫算も無いのに買収することは困難である、と云つて借金が出来なければ、手を束ねて之を傍觀せなければならぬと云ふやうなことが、本案提出の動機となつて居ります、此の案は先年協賛を経ました、埠頭用地を四十尺買収する金が、二十五萬弗残つて居りますが、幸ひに其の金を一時流用して、過日御決議

(16)

を経ました附屬地の買収に利用すれば、便宜に事が運ぶ譯であります、然し形式上から之を見ますと、取らぬ狸の皮算用で、百萬弗の團債は、未だ借りるか借れんか譯らん、と云ふ未必條件であり、又一方から申しますれば、用地買収も果して買へるか買へんか、之も未必の條件であります、形式上から見ますれば、流用することはどうも可笑しい、と云ふことも思はれますが、事實から申しますと、行政委員會は團債の御協賛を得まして、起債の御委任を得た以上は、必ず之を執行する責任を持つて居ります、又一方から申しまして、只今申しました様に、例へば、向ふから進んで買収せんと云ふ機會に、買収の道を開いたならば、存外買収が容易では無い、殊に異に起債案を提案した際、只無暗に買ふと云ふ譯で無く、長年あそこに住んで居る者とか、どうしても租界を去ることの出来ん人には、土地を交換して住はし、又どうしても開口の土地でなければならぬと云ふ者には、土地の餘裕を付けると云ふやうに、相當餘裕のある交渉を進め得ると云ふ譯で、どうあつても完成をさせると云ふ、固い決心を持つて居ります、事實上から申しますと、行政委員が起債の責任を負ふたと云ふ決心を持つて居ります、此の既定の四十尺買収費の中、残つて居る二十六萬弗を一時流用します中には、團債の起債の方も決定すると思ひます、若し豫定して居る外務省關係の低利資金が成立しない、流用した二十六萬弗を假に買債するにしても、其の金の理合せは、どうかして付け得る決心を持つて居ります、然して其の責任はどうするか、と云ふ形式上から論じますと、相當御議論もあると思ひますが、今日までやつて参つた経過及び今後當局の取る方針から言ひまして、充分の責任を感じ、是非流用致したいと思つて居ります、會計法規から申しますと、別

に假拂の規定はありませんが、責任支出をするに云ふことも、借入れる額の支出の途も明確で無い點もあつて、御覽になりました、然し幸ひに臨時民會も開かれますし、諸君の御協賛を經た上で決めたがよからうと云ふことで、茲に本案を提出した譯であります、要するに行政委員會の責任を御信用になつて戴けば長い譯で、一の試金石になるわけであり、どうか當局の計劃に御信用を置かれ、御協賛を得ますれば、非常に仕事の上にも便利を得ますし、買収價格も、金に語つて居る現状から考へまして、安く買収出来るに云ふやうに、全般に涉つて交渉が容易に進行し得られます故に、已に御決議を經ました豫算の、家屋土地買収費の残りを、新規の附屬地の買収に一時流用すると云ふ御決議を願ひたいと思ひます

◎議長(重澤兼次郎君) 御覽ありませんか、

◎榎垣恭興君 一百萬弗附屬地起債の經過を、出來れば詳しく御説明願ひたいと思ひます、それから起債は一時に致されませんが、又起債は方法によつて二三箇所からお借りですか、或は一部分から借入れますか、其邊の經過を詳しく御説明願ひたいと思ひます

◎理事(中島徳次君) 御覽問の起債の經過は、まだ十一月十二日に御決定を願つて以來、直接交渉は進んで居りませんが、然し臨時民會でも説明致しました如く、準備的相談も出來、監督官に於ても、色々調査を經て御心配を願つて居ります、此の分は、可否は來年にならぬと、如何かと思ひますが、準備は着々進行して居ります

◎小宮山繁君 私は、開口方面の土地建物の買収に充てる、最も正確に近い金額を知りたいと思ひます、参考の爲に

◎理事(中島徳次君) 一百萬弗起債の内容は、六十萬弗が埠頭附屬地の買収費に充當し、二十萬弗を宿舎建築費に充當して残る二十萬弗は未完成道路に使ふのであります、開口附屬地の買収は五千坪許りであり、

◎榎垣恭興君 之は新聞紙上で拜見しましたことですが、若し只今の團債の目論見が不成立の場合には、どんな方法で外から借りても、其の可能性を持つと云ふことが御座いましたが、如斯當初の目論見に付て不安を感じますか如何ですか

◎行政委員會長(白井忠三君) 只今の處では、無論前民會に諮りましたやうに、政府の低利資金を第一として居ります、其の方に於て、別段當時より事情の變つた困難は、何も起つて居りません、只今の處でも無論それに向つて最善の努力をして居ります

◎小宮山繁君 只今中島理事の御説明を聞きますと、開口方面の買収は五千坪であつて、それに六十萬弗を充當すると云ふこととありますが、そうしますと、坪當り土地家屋が六百弗見當てありますが(計算違ひと呼ぶ者あり)少しく算盤が違ひましたが、そうしますと此の残つて居る二十五萬弗で全部の買収は出來ん譯では無いですか

◎理事(中島徳次君) 只今残つて居ります金は、既定四十尺買収費中、福島街以北の豫算の中に餘つて居る金で、決つて居る金であります、つまり埠頭土地家屋買収費の五十五萬二千弗の中で、福島街以南を買つた残りが二十五萬弗ある譯で、買増しの方に其れを流用する譯であります

◎議長(重澤兼次郎君) 御覽問ありませんか(發言者なし)

◎議長(重澤兼次郎君) 御覽問無いやうですが、私は本席より質問致します、二十萬萬元の剩餘金は、買収しなかつたから残つて居るのですか、若しそうなるとお話の様に續々申込があつたならば、如何なる御處置をお探りになされますか

◎行政委員會長(白井忠三君) 此の買収も福島街以南の買収に當つて契約した條項と、同様でありますので、被買収者が賣渡す事か決つた時に三割を拂ひ、それから其家を取毀しに着手したら更に三割拂ひ全部引渡しを了したら残額を拂ふと云ふ順序でありますから、舊年末までに支拂ひ出す金は、全買収費の二割を越へることは無いので、都合八十五萬弗の二割、計り十七萬弗あれば買収が済む譯であります、取毀ちの方も、結末中は恐らく六かしく三、四月に取毀ちが始まりますと思ひますが、其間に百萬弗の借入れが成立すれば、何等故障を生じない譯であります、結局一百万弗が、四月頃までに出來れば、一切圓滑に進行する譯であります

◎郡 茂行君 段々御説明を伺ひましたが、新團債の方の必要に二十五萬弗を流用して、若し團債が出來ず、或は當地の地方銀行でも、金融の途を講じられるとか、講ぜられんと云ふことも伺ひましたが、私は長期の貸出には應じないだらうと思ひます、そうしますと、今後全く行詰る様な状態になる心配は、全々御座りませんか

◎行政委員會長(白井忠三君) 此の前の民會でもお話致しましたが、無論希望があれば可成早く賣渡す方針であります、少くとも、幾ら長くも三年の間には、處分しなくてはならぬと思ひます、三年位ならば、五六十萬の資金は當地銀行からでも借入が出来るのみならず、全額の

半分位は、銀行以外に、此土地を希望して居る船會社から、借入れる途も開かれると思ひます

◎郡 茂行君 船會社との交渉は充分の可能性が有りますか

◎行政委員會長(白井忠三君) 交渉を進めて居ります

◎森川照太郎君 舊年團に際し安く買ふと云ふこと、金の必要な支那人を救つてやる、と云ふ目的から言つて、甚だ結構であると思ひます、民團が之を處分する時に、公に斯ふ云ふ風に處分すれば、支那人も都合がよいし、且有利に買収し得ると云ふことを判断し得るから、此際斯ふ云ふ方法を探つてはどうかと云ふ案は、非常に賢明なる法と思ひますが、御議論も盡きたやうですから、議會省略御可決願ひたいと思ひます

◎議長(重澤兼次郎君) それでは本案は議會省略可決確定に致したいと思ひます(異議無し)の聲起る)

◎有留重利君 福島街以北の土地買収資金の残りは、何時まで流用しても差支えないものですか、御意見を伺ひたいと思ひます

◎行政委員會長(白井忠三君) 之は前民會にも申上りましたが、民團の豫算に於て買入れる四十尺の後方は、民團自らは買ひませんが、利用する船會社に買はしむる、と云ふ方針の下に、四十尺丈に豫算が編成されたのであります、其の後民團の名を以て買収することには、相當議論が起り、延いては被買収者の反對も起つて、紛糾して参りました爲に、結局四十尺丈を買取つたんでは、バンドは完成しない譯で、買収は一時中止して居りました、即ち四十尺の買収は、其の後方の資金の出來るまで延期しなければならぬ状態にあるので、結局流用と云ふこと

は、性質は流用でありますけれども、四十尺に付ては云は、期限は無いのであります
 ◎議長(里澤兼次郎君) それでは本案を議會省署可決確定に致したいと思ひますが、御賛成の方
 方は御起立願ひます (起立者多数)
 ◎議長(里澤兼次郎君) 多数と認め、本案を議會省署可決確定と致します (拍手起る)
 之で重要な議案が全部議了しました、之で閉會致します
 (午後五時五十分散會)

(21)

附 録

(一) 工 巡 費 徴 收 條 例 案

第一條 天津日本專管居留地ノ地域内ニ居住シ又ハ三ヶ月以上滞在シテ一戸ヲ構ヘ若クハ獨立ノ
 生計ヲ營ム者ニシテ取得課金又ハ營業課金ヲ負擔セサル者並ニ本條例第九條ノ規定ニ依ル申告
 ヲ爲シタル者ハ工巡費ヲ納ムル義務ヲ負フ但雜種課金ヲ負擔スル者及營業ヲ營マサル者ニシテ
 住家ノ賃貸月額銀拾貳未滿ノ者並ニ年取得高銀壹千貳未滿ノ者ニ對シテハ本條例ヲ適用セス
 取得課金條例第三條並ニ營業課金條例第三條規定ノ申告ヲ爲ササル者ニ對シテハ行政委員會ハ
 其課金ノ賦課ニ代ヘ工巡費ヲ負擔セシムルコトヲ得
 第二條 工巡費ハ負擔義務者ノ住家又ハ使用家屋ノ賃貸價格ヲ標準トシテ營業ヲ營マサル者ニ在
 リテハ賃貸年額ノ百分ノ一以上百分ノ五以下營業ヲ營ム者ニ在リテハ賃貸年額ノ百分ノ三以上
 百分ノ十二以下ヲ徴收ス
 第三條 工巡費ノ負擔義務ヲ生シタル者及賃貸月額ニ變更アリタル者ハ一週間内ニ其賃貸月額ヲ
 申告スヘシ
 第四條 住家又ハ使用家屋ノ賃貸月額並ニ徴收率ハ課金調査委員會ノ査定若クハ認定ヲ經テ行政
 委員會之ヲ決定ス
 第五條 工巡費ヲ負擔スル者天津日本專管居留地ノ地域内ニ於ケル居住又ハ營業ヲ罷メタルトキ
 ハ其旨届出ツヘシ

(24)

(一) 取 得 課 金 條 例 中 改 正 ノ 件

取得課金條例中左ノ通り改ム
 第一條 第二項中「本民間ノ別ニ定ムル」トアルヲ削除シ後段ニ「工巡費ヲ負擔スル者ニ對レ亦
 同シ」ヲ加フ
 第三條 第三項ニ左ノ但書ヲ加フ
 「但工巡費徴收條例第一條第二項ヲ適用スルコトアルヘシ」
 本條例中改正ニ係ル部分ハ大正十六年四月一日ヨリ施行ス
 (二) 營業課金條例中改正ノ件
 營業課金條例中左ノ通り改ム
 第一條 第三項中「本民間ノ別ニ定ムル」トアルヲ削除シ後段ニ「工巡費ヲ負擔スル者ニ對シ亦
 同シ」ヲ加フ
 第三條 第二項ニ左ノ但書ヲ加フ
 「但工巡費徴收條例第一條第二項ヲ適用スルコトアルヘシ」
 本條例中改正ニ係ル部分ハ大正十六年四月一日ヨリ施行ス

(23)

第六條 行政委員會ニ於テ住家又ハ使用家屋ノ賃貸月額並ニ徴收率ヲ決定シタルトキハ之ヲ各負
 擔義務者ニ告知ス
 第七條 工巡費ハ毎一年度ヲ左ノ四期ニ分チ每期納入期日一週間前ニ納入告知書ヲ發シ之ヲ徴收
 ス但月割ヲ以テ徴收スルコトヲ得
 本條例第九條ニ依リ課金ノ負擔ヲ免レタル者ニ對シテハ最終ノ課金ヲ納メタル期以後ノ月ヨリ
 徴收スルモノトス
 第一期 自四月 至六月 四月三十日限り
 第二期 自七月 至九月 七月三十日限り
 第三期 自十月 至十二月 十月三十日限り
 第四期 自一月 至三月 一月三十日限り
 第八條 行政委員會ノ決定ニ對シ異議ヲ申立テタル爲メ所定ノ期限内ニ納入セザリシ者ハ異議ニ
 對スル決定アリシ日ヨリ一週間内ニ納入スヘシ
 第九條 取得課金條例營業課金條例ニ基キ課金ヲ負擔スヘキ者ニシテ便宜本條例ニ依リ工巡費ヲ
 納ムヘキ申告ヲ爲シ取得課金營業課金ノ負擔ヲ免ルルコトヲ得
 附 則
 本條例ハ大正十六年四月一日ヨリ施行ス

大正十五年度居留民團歲入出追加豫算表

科	目	經常部	追加豫算額	備考
第五款	手續料		四五〇〇〇	
九	自轉車		四五〇〇〇	甲(年)五弗三十台 乙(月)五拾仙二百台三ヶ月分
計	出		四五〇〇〇	
科	目	經常部	追加豫算額	備考
第十六款	豫備費		三〇〇〇〇	
計	出		三〇〇〇〇	
科	目	臨時部	追加豫算額	備考
第一款	事務所費		一五〇〇〇	
三	自轉車登錄費		一五〇〇〇	
計	出		一五〇〇〇	
合計	出		四五〇〇〇	

(四) 諸車雜料條例中改正ノ件

諸車雜料條例中左ノ通り改正ス

第一條中自動自轉車ノ下ニ「自轉車(小兒用自轉車ヲ除ク)」ノ十二字ヲ加フ

第三條第一項中自動自轉車ノ下ニ「自轉車」ノ三字ヲ加フ

第三條第六項中自動自轉車ノ次ハ左ノ一項ヲ加フ

自轉車 一ヶ月銀五拾仙

第四條營業人方車ノ下ニ「自轉車」及「但書」ノ下ニ「自轉車ヲ除ク」ノ九字ヲ加フ

附則ニ左ノ一項ヲ加フ

一、本條例中改正ニ係ル部分ハ大正十六年一月一日ヨリ施行ス

(五) 大正十五年度居留民團歲入出追加豫算案

大正十五年度居留民團歲入出追加豫算案

歲入	經常部	豫算高
銀四百五十拾弗也		
計銀四百五十拾弗也		
歲出	經常部	豫算高
銀參百弗也		
計銀四百五十拾弗也		
歲出	臨時部	豫算高
銀百五十拾弗也		
計銀四百五十拾弗也		

(六) 決議案

第十四次臨時民會ノ決議ニヨル埠頭附屬地ノ買取ニ付テハ一時埠頭築造費ノ一部ヲ流用スルコトヲ得

大正十五年第十六次居留民會臨時會要録

員 六十名

期 一日(大正十五年十二月十五日)

會 場 公會堂

一、議長及會議係

議長	黑澤兼次郎
理事	中島徳次郎
書記	宮木政央
書記	平野喜久太郎
書記	今井重胤
書記	鈴木美太郎
書記	尾武雄

